

第72回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

平成28年6月7日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	敏 蔭 高 弘
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	森 田 善 章	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	松 井 寿 登 司	天文台公園長	谷 口 俊 廣
	上月支所長	和 田 始	南光支所長	三 角 雅 昭
	三日月支所長	船 引 和 範	会 計 課 長	高 見 寛 治
	教 育 課 長	尾 崎 文 昭	生涯学習課長	服 部 憲 靖
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 1 号 平成 27 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5. 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて（H28.5.18 専決第 17 号））
- 日程第 6. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例等の一部を改正する条例について（H28.3.31 専決第 3 号））
- 日程第 7. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について（H28.3.31 専決第 4 号））
- 日程第 8. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町一般会計補正予算（第 6 号・H28.3.31 専決第 5 号））
- 日程第 9. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号・H28.3.31 専決第 6 号））
- 日程第 10. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号・H28.3.31 専決第 7 号））
- 日程第 11. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 4 号・H28.3.31 専決第 8 号））
- 日程第 12. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 2 号・H28.3.31 専決第 9 号））
- 日程第 13. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号・H28.3.31 専決第 10 号））
- 日程第 14. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号・H28.3.31 専決第 11 号））
- 日程第 15. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号・H28.3.31 専決第 12 号））
- 日程第 16. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 4 号・H28.3.31 専決第 13 号））
- 日程第 17. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 3 号・H28.3.31 専決第 14 号））
- 日程第 18. 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 3 号・H28.3.31 専決第 15 号））
- 日程第 19. 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号・H28.3.31 専決第 16 号））
- 日程第 20. 議案第 89 号 町有財産の無償貸付けについて（旧三土中学校跡地）
- 日程第 21. 議案第 90 号 平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 22. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 23. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 24. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 25. 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 26. 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件
- 追加日程 1 第 1. 発議第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書（案）

午前09時30分 開会

議長（岡本安夫君） 皆さん、おはようございます。開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

今日は、雨です。梅雨入りも間もない折、日によっては蒸し暑かったり、また、今日のように、ちょっと肌寒かったりで、体調の管理が難しい時期ですが、皆さんご健勝のことと存じます。

一方、農繁期で田植えのほうは、ピークは過ぎたと思います。後はおくてや酒米などを残すのみで、順調にはかどっていることは何よりです。

また、先般の議会報告会、本当に大変御苦労さんでした。意見交換会の中では、時には耳の痛い話もありましたが、議会に対する期待も改めて感じた次第です。

私としまして、議長として初の定例会となります。何とぞ、効率的かつ濃密な議会運営ができますよう議員各位はもとより町当局におかれましても各段のご高配を賜りますよう、よろしくをお願いします。

それでは、座って失礼します。

本日、ここに第72回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位また、町当局の皆様には、おそろいでご参集を賜り、誠に御苦労さまでございます。

さて、今期定例会には、専決処分の承認、平成28年度一般会計補正予算など、22案件が付議されております。

議員各位には、これら諸案件につき慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶といたします。

それでは、町長、ご挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めましておはようございます。早朝から御苦労さまです。

今日は、朝から梅雨らしい雨が降って、梅雨らしい天気となってまいりました。

今、議長、御挨拶のように、本日から22日までの会期でこの6月定例議会、案件といたしましては、平成27年度の最終補正予算、そして、28年度の一般会計の補正予算、また、町有財産の無償貸付けのご承認と、たくさんの議案を提案をさせていただきます。

また、今日、追加議案といたしまして、先般、入札を執行いたしました旧三土中学校の校舎解体工事。また、南光保育園の建設工事。そして、三日月小学校の大規模改修工事。そして、備品購入といたしまして、消防ポンプ車の購入。また、スクールバスの購入。それぞれ契約のご承認をいただくための議案を追加提案をさせていただきます。

それぞれ、慎重にご審議を賜りまして、適切な結論をいただきますように、どうぞよろしくようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。

議長（岡本安夫君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第72回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、天文台公園長、各支所長であります。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いします。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（岡本安夫君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。1番、加古原瑞樹君。2番、千種和英議員。
以上の両君にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（岡本安夫君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月7日から6月22日までの16日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月7日から6月22日までの16日間と決定しました。
ここで、あらかじめ申し上げておきますが、以降の議案書は、予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思えますので、会議の進行上、議案朗読を省略したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第3．行政報告について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第3、行政報告に入ります。
町長から行政報告を受けます。町長、庵途典章君。

町長（庵途典章君） 報告といたしまして、1件だけ報告させていただきます。
職員の29年度の採用の職員募集につきまして、例年でありますと7月の広報で募集をさせていただいておりましたけれども、どうしても最近、そうしたほかの募集が非常に早くなっております。町といたしましても、1カ月繰り上げさせていただいて、6月の広報で募集要項を出させていただいております。
予定といたしましては、29年度4月採用は、一般職おおむねだいたい6名ということで募集をいたします。
それからあと、専門職といたしまして保育士1名。
また、保健師、昨年も採用したんですけれども、さらにもう1名、保健師を採用予定として募集をさせていただきます。
ぜひ、特に、専門職であります保健師等、なかなか募集しても応募がないというような

状況が各自治体続いております。お知り合いなり、いろいろと情報の中で、そうした人材があれば、ぜひご紹介いただいたり、応募していただくように、皆さん方のご協力をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（岡本安夫君） 以上で、行政報告は終わりました。

日程第4．報告第1号 平成27年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（岡本安夫君） それでは、日程第4に入ります。

日程第4、報告第1号、平成27年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について、町長より報告があります。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それではただ今、上程いただきました報告第1号、平成27年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定をいたしましたのでご報告を申し上げます。

一般会計でございますが、地方創生加速化交付金事業など5事業、繰越額の合計が1億8,768万円。財源内訳は、国県支出金1億7,097万3,000円、地方債570万円、一般財源が1,100万7,000円でございます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

議長（岡本安夫君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

日程第5．報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて（H28.5.18 専決第17号））

議長（岡本安夫君） 続いて日程第5、報告第2号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて、平成28年5月18日専決第17号）について、町長より報告があります。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それではただ今、上程いただきました報告第2号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、町有自動車が起こしました交通事故により、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げます。

事故の概要は、平成 28 年 4 月 21 日午後 3 時頃、学校給食センターの職員が事務処理のために佐用郵便局へ立ち寄った際、その駐車場において、職員が運転する公用車右側の後方面と駐車中の相手方所有車両の右側の前方面が接触をし、相手方車両に損傷を与えたというものでございます。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町側の過失割合を 100 パーセントとし、相手方車両修理費の 100 パーセントに相当する 17 万 4,610 円を支払う内容で、5 月 18 日に地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしておりますので、ご報告を申し上げます。

議長（岡本安夫君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 6．承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例等の一部を改正する条例について（H28.3.31 専決第 3 号））

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 6、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例等の一部を改正する条例について（平成 28 年 3 月 31 日専決第 3 号）を議題とします。

承認第 4 号について、当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました承認第 4 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、佐用町税条例等の一部を改正するものでございます。

このたびの法律の施行に伴う町税条例に関する主な改正は、5 点でございます。

1 点目は、不服申立ての種類を原則として審査請求に一元化するものでございます。

2 点目は、平成 28 年 4 月 1 日に独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所が統合し、独立行政法人労働者健康安全機構として発足したことによるものでございます。

3 点目は、固定資産税の課税標準となるべき価格の減免措置で、市町村独自で軽減割合を定めることができる、いわゆる「わがまち特例」の規定でございます。新たに津波対策の港湾施設、再生可能エネルギー発電設備及び都市再生特別措置法に基づき認定誘導事業者が取得する公共施設等の 3 つの特例措置が対象となっており、条例で定める割合については、地方税法で規定する参酌割合を適用いたしております。

4 点目は、一定の熱損失防止改修工事を行った住宅について、対象となる住宅及び改修工事等の要件を改正して、平成 30 年 3 月 31 日まで期限を 2 年間延長するものでございます。

5点目は、町たばこ税に関する経過措置については、地方税法の条文の改正によるものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案につきましては、本日即決とします。
これから承認第4号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本義次君。

7番（岡本義次君） この条例が改正されることによって、佐用町として、どのような変化がありますか。税務課、教えてください。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、税務課長。

税務課長（敏蔭高弘君） 失礼いたします。
今回の町条例の改正に伴いますものは、先ほど、町長が申したとおりでございます。
その中で、1点、再生可能エネルギーと改正があります。これにつきましては、ご存じのとおり佐用町内で多くの太陽光発電等が普及されております。それに伴いまして、今回の税条例のほうを改正させていただきたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、課長から説明があったんですけど、その太陽光発電の改正の変化だけでございませうか。ほかにはないんですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、税務課長。

税務課長（敏蔭高弘君） もう少しご説明のほうをさせていただきたいと思えます。
この太陽光発電につきましては、地方税法のほうで今現在事業等行われております。各家庭におきましては、今現在、10ワット未満、あるいは10ワット以上の太陽光発電というのが主流で出ておると思えます。
その中で、今回は、10ワット以上設置される方につきまして、この新たにですけれども、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金というのを受けていただいて、設置することができます。その中で、この課税標準額を3分の2に減額というふうなことになっております。
また、そのほかにも、再生可能エネルギーというのがあるんですけども、種類として

は、佐用町におきましては、太陽光発電が主なものとなっております。

それと、ほかにですけれども、熱損失の防止という改修工事が住宅改修であります。その改修工事におきましては、省エネということでございまして、改修となるのは、床面積が 50 平米以上、120 平米未満の住宅におきまして、窓の冊子を二重冊子、あるいは複層ガラス等の改修によりまして、この固定資産税の減額というようなことが受けれるようになっております。これにつきましては、翌年度に限り、税額が 50 平米から 120 平米につきまして改修されますと、翌年度の減税ですけれども、これが 3 分の 1 に減額されるということです。申し訳ありません。すみません。そういうことです。

〔町長「10 ワットじゃない。10 キロワットだろ」と呼ぶ〕

税務課長（敏蔭高弘君） すみません。訂正させていただきます。

先ほどの出力ワット数ですけれども、10 キロワットです。すみません。失礼します。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂君。

6 番（石堂 基君） 関連というか答えが出てないと思うんですけれども、要は、再生可能エネルギーの関係でのそういうような施設をつくることによって、その部分については、要は固定資産税の減額対象になるということですよ。だから、減額枠が 28 年度でどれぐらい、今、見込まれているのか。

それで、逆に言えば、それだけの物が各家庭に設置されているということを固定資産の課税上、確実に把握しているのかどうか。ちょっと、その 2 点について、お伺いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、税務課長。

税務課長（敏蔭高弘君） 先ほどの言いました税額の減額の面ですけれども、その分については、ちょっとまだ、今現在把握しておりません。また、調べて報告させていただきたいと思えます。

それと今現在、太陽光発電は、町内におきまして、個人、事業者あわせて 39 事業者、太陽光発電の利用をしております。そういったところです。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂君。

6 番（石堂 基君） この条例の改正って、これあれでしょう。従来の事業者が展開するやつの減額措置じゃなしに、住居部分に併設された部分のやつじゃないんですかね。ですよ。

それで、これあの…よろしいですか。いいんですけれども、要は僕も聞き方間違っていた

んですけれども、こちらのほうから別に課税減額を強制的にするものじゃなしに、それぞれの事業者なり所有者が申し出た場合に、この条例改正の部分の減額が適用されると、そういうものですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、税務課長。

税務課長（敏蔭高弘君） 今、石堂議員がおっしゃられたとおり、償却資産となりますので、そういった申告によって減額されるということでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 省エネ住宅のほうで聞きたいんですけど、今まで、町長説明あったように、今回の改正は2年間延長ということですから、省エネ住宅については、これまで申請の状況はどうだったんでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、税務課長。

税務課長（敏蔭高弘君） 住宅改修におきましては、今現在、ございません。

議長（岡本安夫君） ほかに、ございませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第4号を、採決します。この採決につきましては、挙手によって行います。
承認第4号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例等の一部を改正する条例について（平成28年3月31日専決第3号）は、原案のとおり承認されました。

日程第7．承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について（H28.3.31 専決第4号））

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について（平成28年3月31日専決第4号）を議題とします。
承認第5号について、当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました佐用町固定資産評価審査委員会条例の専決処分につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの改正内容は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により改正されました地方税法が、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、第4条において審査申出書の記載項目が追加されたこと、第11条において、審査決定書の作成時における記載内容について、「主文」「事案の概要」「主張の要旨」「理由」を記載項目として新たに規定されたものでございます。これにより審査決定内容が明確になります。

第2条につきましても同法施行に伴いまして、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の附則における適用区分につきまして、施行前と施行後の適用を経過措置として明確化して区別するものでございます。

ご承認を賜われますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから承認第5号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 改正内容の第4条で住所又は居所と読むんですか。これが加わることで変わるんですか。ちょっと、具体的な変更について。

それから、決定書の作成については、これまで作成しなければならないということで、明確にするように、(1) (2) (3) (4) というふうに項目を挙げてしていくということなんですが、従来、今までは、この決定書の作成については、どのような状態だったのか、具体的な取り扱いの状況なども含めて、今回の変更内容とあわせて、もう一度、説明を加えていただけませんか。

議長（岡本安夫君） はい、答弁。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 固定資産の評価審査委員会につきましては、今回の第4条関係は、今まででしたら住所、住民票があるところという考え方がありましたが、国の法律等が変わりまして、居所。要するに、住所がなくても固定資産税等が対象になる場合等がございますので、そういったことを踏まえて、今回、「又は居所」という形で条文に追加項目

がなされたということでございます。

それから、11条関係につきましては、実は、この制度に基づいて審査会等も佐用町は特に行政不服審査なかったと思いますので、様式等の把握はできておらないんですけど、その項目につきましても、新たに国の法律の改正によりまして、主文以下、以下の概要又は理由説明をきっちり様式に記入して、決定書に作成できるような形にしてくださいということ国が指導がありましたので、今回、条例等11条に追加記入をさせていただいたということでございます。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 今まで、例がないということなんですね。改めて、確認だけなんですけど。

議長（岡本安夫君） はい。

総務課長（森下 守君） ございません。決定書に、新たにこういう項目書をつけさせてもらったということです。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第5号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について（平成28年3月31日専決第4号）は、原案のとおり承認されました。

日程第8．承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐用町一般会計補正予算（第6号・H28.3.31専決第5号））

日程第9．承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第4号・H28.3.31専決第6号））

日程第10．承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号・H28.3.31専決第7号））

日程第11．承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第4号・H28.3.31専決第8号））

- 日程第 12. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 2 号・H28.3.31 専決第 9 号））
- 日程第 13. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号・H28.3.31 専決第 10 号））
- 日程第 14. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号・H28.3.31 専決第 11 号））
- 日程第 15. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号・H28.3.31 専決第 12 号））
- 日程第 16. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 4 号・H28.3.31 専決第 13 号））
- 日程第 17. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 3 号・H28.3.31 専決第 14 号））
- 日程第 18. 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 3 号・H28.3.31 専決第 15 号））
- 日程第 19. 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号・H28.3.31 専決第 16 号））

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 8 に入ります。
日程第 8 から日程第 19 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 8、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町一般会計補正予算（第 6 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 5 号）から、日程第 19、承認第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 16 号）までの 12 件を一括議題とします。
承認に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それではただ今、上程いただきました、承認第 6 号、平成 27 年度一般会計補正予算から承認第 17 号までの各特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることにつきまして、一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

まず承認第 6 号、平成 27 年度佐用町一般会計補正予算（第 6 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,835 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 137 億 4,237 万 8,000 円といたしました。

それでは、まず、歳入からご説明申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては、549 万 2,000 円の増額でございます。うち、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税におきましては、それぞれ 283 万 9,000 円、2 万円、32 万 4,000 円、279 万 1,000 円の増額。入湯税におきましては、48 万 2,000 円の減額でございます。

地方譲与税につきましては、367 万 1,000 円の増額でございます。うち、地方揮発油譲与税におきまして 67 万 1,000 円の増額、自動車重量譲与税におきまして 300 万円の増額でございます。

利子割交付金は、35 万 2,000 円の減額。

配当割交付金は、272万5,000円の減額。

株式譲渡所得割交付金は、6,261万1,000円の減額。

地方消費税交付金は、4,718万9,000円の増額。

ゴルフ場利用税交付金は、192万7,000円の減額。

自動車取得税交付金は、2,260万1,000円の減額。

これら地方譲与税及び各種交付金につきましては、交付額確定に伴うものでございます。

地方交付税につきましては、1億3,590万1,000円の増額。当該年度特別交付税の交付額が6億3,590万1,000円と確定したことに伴うものでございます。

交通安全対策特別交付金は、72万1,000円の減額。これにつきましても、交付額の確定に伴うものでございます。

分担金及び負担金につきましては、82万8,000円の減額でございます。うち、分担金におきましては223万5,000円の減額で、土地改良事業分担金などの精算見込みによる整理でございます。負担金におきましては140万7,000円の増額で、コミュニティバス運行事業利用負担金などの精算見込みに基づくものでございます。

使用料及び手数料につきましては、237万2,000円の増額でございます。うち、使用料におきましては88万1,000円の増額で、各種公共施設使用料など、実績見込みを計上いたしております。手数料におきましては149万1,000円の増額で、窓口における諸証明手数料など、実績見込みに基づくものでございます。

国庫支出金につきましては、1,094万1,000円の減額でございます。うち、国庫負担金におきましては、障害者自立支援給付費負担金などの実績見込みにより225万9,000円の減額。国庫補助金におきましては、個人番号カード交付事業費補助金などの実績見込みにより938万1,000円を減額。国庫委託金におきましては、基礎年金等事務委託金などの実績見込みによりまして69万9,000円の増額でございます。

県支出金につきましては、3,513万4,000円の減額でございます。うち、県負担金におきましては446万4,000円の減額で、障害者自立支援給付費負担金などの実績見込みに基づくものでございます。県補助金におきましては、民生費から教育費まで、各種事務事業の実績見込みに基づきまして、全体で3,056万1,000円の減額でございます。県委託金におきましては10万9,000円の減額で、各種委託金の実績見込みによるものでございます。

財産収入につきましては、511万7,000円の増額。うち、財産運用収入におきましては45万2,000円の減額で、財産貸付収入、利子及び配当金の実績見込みによるものでございます。財産売払収入におきましては556万9,000円の増額で、土地売払代金の増額が主なものでございます。

寄附金につきましては、8万5,000円の減額で、農林水産施設災害復旧費寄附金の減額が主なものでございます。

繰入金につきましては、2万5,000円の増額でございます。特別会計繰入金におきまして、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の精算見込みでございます。

諸収入につきましては、5,261万7,000円の増額でございます。うち、延滞金加算金及び過料におきまして、町税延滞金の実績見込みにより190万4,000円の増額。受託事業収入におきましては、民生費受託事業収入の精算見込みに基づきまして51万9,000円の増額。貸付金元利収入におきましては、住宅新築資金等貸付金元利収入など65万4,000円の減額。雑入におきましては5,084万8,000円の増額でございます。

町債につきましては、2,610万円の減額でございます。総務債、農林水産業債、土木債、消防債、教育債におきまして、それぞれの実績見込みに基づき計上いたしております。

次に歳出でございますが、一般会計及び特別会計の各款共通して人件費、事務経費についての精査を行い、不用額の整理をいたしました。

それでは、歳出についてのご説明を申し上げます。

議会費につきましては、実績見込みによる整理が主な内容で、121万3,000円の減額でございます。

総務費につきましては、6,863万4,000円の減額でございます。総務管理費5,727万2,000円、徴税費578万3,000円、戸籍住民登録費519万5,000円、選挙費7万1,000円、統計調査費24万8,000円、監査委員費6万5,000円の減額で、予算整理が主な内容でございます。

民生費につきましては、1億5,375万5,000円の減額でございます。うち、社会福祉費におきましては1億1,738万円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金の減額や障害者福祉費の高齢重度障害者特別医療費などの実績見込みに基づくものでございます。児童福祉費におきましては2,823万円の減額で、乳幼児等医療費及び保育園費の実績見込みによる減額が主なものでございます。国民年金事務取扱費及び災害救助費におきましては、人件費の整理が主な内容で、それぞれ9,000円、813万6,000円の減額でございます。

衛生費につきましては、1億464万8,000円の減額でございます。うち、保健衛生費におきましては8,017万4,000円の減額。主な内容は、事業の実績見込み、あるいは精算見込みによる簡易水道事業特別会計繰出金や生活排水処理事業特別会計繰出金の減額でございます。清掃費におきましては、人件費と不用額の整理で2,447万4,000円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、4,943万6,000円の減額。農業費及び林業費におきましては、各事業等の実績見込みに基づいて予算整理を行い、それぞれ3,740万4,000円、1,203万2,000円の減額でございます。

商工費につきましては、486万7,000円の減額で、不用額の整理とともに、特別会計繰出金の精算見込みを計上いたしております。

土木費につきましては、5,985万7,000円の減額でございます。うち、土木管理費におきましては、不用額の整理により32万8,000円の減額。道路橋梁費、河川費及び都市計画費におきましては、各事業の実績見込みに基づく予算整理が主な内容で、それぞれ2,588万7,000円、159万3,000円、5万4,000円の減額でございます。下水道費におきましては2,699万4,000円の減額で、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金でございます。住宅費におきましては、不用額の整理を行い、500万1,000円の減額でございます。

消防費につきましては、1,146万5,000円の減額で、不用額の整理でございます。

教育費につきましては、6,663万3,000円の減額でございます。教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費の各項すべて、不用額の整理を行うもので、それぞれ627万3,000円、1,524万7,000円、972万5,000円、2,202万円、1,336万8,000円の減額でございます。

災害復旧費につきましては、353万9,000円の減額でございます。うち、農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費におきまして、実績見込みに基づいて、それぞれ244万1,000円、109万8,000円を減額いたしております。

公債費につきましては、3億1,297万3,000円を増額し、元金3億1,948万7,000円を増額計上し、繰上償還を行うものでございます。

諸支出金につきましては、2億9,943万3,000円を増額。基金費におきましては、財政調整基金積立金の任意積立2億9,943万3,000円の予算措置を行っております。

次に、地方債の変更でございますが、第2表、地方債補正により、ご説明を申し上げます。5ページご覧ください。

地方債の変更は、農産物処理加工施設整備事業におきまして、事業費の実績見込みに基づきまして、起債の限度額を3,170万円に改めるものでございます。

以上、平成 27 年度佐用町一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 7 号、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 4,734 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 2,448 万 5,000 円に改めるものでございます。

それでは、まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、521 万 3,000 円の減額で、内容といたしましては、一般被保険者国民健康保険税が 560 万 1,000 円の減額、退職被保険者等国民健康保険税が 38 万 8,000 円の増額でございます。

一部負担金につきましては、4,000 円の減額。

使用料及び手数料につきましては、手数料 2 万円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、1,576 万円の増額で、交付決定額に基づき、国庫負担金におきまして 923 万 8,000 円、国庫補助金におきまして 652 万 2,000 円を、それぞれ増額いたしております。

療養給付費等交付金につきましては、交付決定額に基づき 3,678 万の減額。

前期高齢者交付金につきましては、1,000 円の減額でございます。

県支出金につきましては、3,659 万円の減額で、交付決定額に基づき県負担金におきまして 4 万 3,000 円の増額。県補助金におきましては、県財政調整交付金で 3,663 万 3,000 円の減額でございます。

繰入金につきましては、8,687 万 2,000 円の減額で、他会計繰入金におきまして 6,687 万 2,000 円の減額。基金繰入金におきまして、準備基金繰入金の取り崩しを取り止めたことによる 2,000 万円の減額でございます。

繰越金につきましては、1,000 円の減額。

諸収入につきましては、233 万 7,000 円の増額で、延滞金、加算金及び過料におきまして 117 万 2,000 円。受託事業収入におきまして 28 万 1,000 円。雑入におきまして 88 万 4,000 円。それぞれ増額をいたしております。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、310 万円の減額で、事業運営に係る人件費及び事務費等の不用額を、総務管理費で 290 万 3,000 円、徴税費で 20 万 1,000 円、それぞれ減額。運営委員会費で 6,000 円増額。趣旨普及費で 2,000 円減額いたしております。

保険給付費につきましては、1 億 2,920 万 6,000 円の減額で、内訳は、給付実績の確定による療養諸費におきまして 1 億 1,806 万 4,000 円、高額療養費 688 万 8,000 円、移送費 10 万円、出産育児諸費 378 万 2,000 円、葬祭諸費 35 万円、結核医療付加金 2 万 2,000 円を、それぞれ減額いたしております。

共同事業拠出金 329 万 7,000 円の減額。

保健事業費につきましては、124 万 1,000 円の減額で、内訳は、特定健康診査等事業費におきまして 73 万 2,000 円、保健事業費におきまして 50 万 9,000 円の減額でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金におきまして 50 万円の減額。

予備費につきましては、1,000 万円の皆減でございます。

以上、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算の、提案のご説明とさせていただきます。

次に、承認第 8 号、平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,254 万 6,000 円を減額をし、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,740 万 9,000 円に、改めるものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料につきましては、2,017 万 3,000 円の減額で、保険料額の精査に伴う、実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、督促手数料 1 万 6,000 円を増額。

県広域連合支出金につきましては、交付決定額に基づき 24 万 1,000 円の減額。

寄附金につきましては、1,000 円の皆減でございます。

繰入金につきましては、事業完了に伴う他会計繰入金におきまして 179 万 7,000 円の減額。

諸収入につきましては、35 万円の減額で、内訳といたしまして、延滞金、加算金及び過料で 2,000 円を減額。償還金及び還付加算金を 34 万 7,000 円の減額。雑入は 1,000 円の皆減でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、総務管理費におきまして 23 万 7,000 円の減額。

保健事業費につきましては、32 万 5,000 円の減額でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付額の確定により 2,153 万 6,000 円の減額でございます。

諸支出金につきましては、34 万 8,000 円の減額で、内訳といたしまして、償還金及び還付加算金におきまして 34 万 7,000 円を減額。繰出金は 1,000 円の皆減でございます。

予備費につきましては、10 万円の皆減でございます。

以上で、平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 9 号、平成 27 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,836 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 5,724 万 9,000 円に、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,000 円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,095 万 1,000 円に改めるものでございます。

それでは、まず、事業勘定の歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

保険料につきましては、介護保険料におきまして 245 万 2,000 円の減額で、実績見込みに基づく計上でございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金 2 万 3,000 円を減額。認定審査会負担金の予算を皆減でございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料 9,000 円を増額、督促手数料でございます。

国庫支出金につきましては、1,479 万円の減額でございます。うち、国庫負担金におきまして、精算見込みによりまして介護給付費負担金 238 万 9,000 円を減額。国庫補助金におきましては 1,240 万 1,000 円の減額。調整交付金及びシステム改修費補助金の減額が主なものでございます。

支払基金交付金につきましては、2,039 万 2,000 円の減額でございます。内容は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金の減額でございます。

県支出金につきましては、1,034 万 5,000 円の減額でございます。うち、県負担金におきましては、介護給付費負担金 1,047 万 9,000 円の減額。国庫負担金同様、精算見込みで

ございます。県補助金におきましては 13 万 4,000 円の増額。地域支援事業交付金でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 1,000 円の増額。基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、精算見込みによりまして、一般会計繰入金 1,024 万 2,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、12 万 6,000 円の減額でございます。うち、延滞金、加算金及び過料におきまして 2,000 円の予算を皆減。雑入におきましては 12 万 4,000 円の減額で、介護予防事業に係るテキスト代等、実績見込みによるものでございます。

次に、事業勘定の歳出でございますが、2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、234 万円の減額でございます。うち、総務管理費におきましては 171 万 3,000 円の減額、介護認定審査会費におきましては 49 万 7,000 円の減額、運営委員会費におきましては 13 万円の減額、それぞれ実績見込みによる予算整理でございます。

保険給付費につきましては、7,971 万 1,000 円の減額でございます。うち、介護サービス等諸費が 5,096 万 9,000 円、支援サービス等諸費が 2,699 万 9,000 円、高額介護サービス等費が 143 万 9,000 円、高額医療合算介護サービス等費が 30 万 4,000 円、それぞれ精算見込みによる減額でございます。

地域支援事業費につきましては、310 万 3,000 円の減額でございます。うち、介護予防事業費が 176 万 2,000 円、包括的支援事業費が 55 万 3,000 円、任意事業費が 78 万 8,000 円、精算見込みによりましてそれぞれ減額をいたしております。

基金積立金につきましては、2,702 万 2,000 円、任意積立金の増額計上でございます。

諸支出金につきましては、22 万 8,000 円を減額、償還金及び還付加算金の予算整理でございます。

続いてサービス事業勘定についてのご説明を申し上げます。予算書 19 ページをご覧ください。

歳入でございますが、サービス収入につきまして 4,000 円の増額、予防給付費収入の実績見込みでございます。

次に、歳出でございますが、サービス事業費につきまして 2 万 2,000 円の減額で、居宅サービス事業費の実績見込みでございます。

諸支出金につきましては、一般会計への繰出金を 2 万 6,000 円増額いたしております。

以上で、平成 27 年度佐用町介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 10 号、平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 334 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,487 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。

事業収入につきましては、72 万 6,000 円の減額。内容は、生活扶助費及び施設事務費の精算見込みによる減額でございます。

寄附金につきましては、1,000 円の予算を皆減いたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を精算見込みによりまして、217 万 1,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、44 万 3,000 円の減額。うち、受託事業収入が 35 万 5,000 円の減額、雑入が 8 万 8,000 円の減額、それぞれ実績見込みに基づくものでございます。

次に、歳出でございます。

民生費につきましては、330万1,000円の減額でございます。老人ホーム費におきましては、管理運営費の予算整理を行っております。

予備費につきましては、4万円の減額。不用額の整理でございます。

以上で、平成27年度佐用町朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第11号、平成27年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,325万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,127万4,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金の390万9,000円の増額で、実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、3万3,000円の増額でございます。うち、使用料におきましては3万4,000円の減額で、水道使用料の精算見込みによるものでございます。手数料におきましては6万7,000円の増額で、精算見込みでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金2,975万7,000円の減額で、精算見込みによるものでございます。

諸収入につきましては、雑入385万9,000円の増額で、水道管移設補償費等の精算見込みによるものが主なものでございます。

町債につきましては、簡易水道事業債1,130万円の減額で、精算見込みによるものであります。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、3,294万4,000円の減額でございます。うち、管理費におきまして1,914万9,000円の減額で、人件費、各水道施設の維持管理経費の精算見込みによるものでございます。建設改良費におきまして1,379万5,000円の減額で、支障管移設工事、本位田前処理設備改良工事請負費などの精算が主なものでございます。

公債費につきましては、起債償還利子21万3,000円を減額いたしております。

最後に、予備費9万9,000円を減額いたしております。

以上で、平成27年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第12号、平成27年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,268万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,917万2,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、47万7,000円の減額で、加入者負担金の実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、166万3,000円の増額で、使用料等の精算見込みによるものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金2,699万4,000円の減額で、精算見込みによるものでございます。

諸収入につきましては、雑入262万2,000円の増額で、河川改修事業等に伴う管渠移設補償費の精算見込みによるものが主なものでございます。

町債につきましては、50万円を増額いたしております。

次に、歳出でございます。

公共下水道事業費につきましては、2,258万6,000円の減額でございます。うち、管理費におきましては1,871万6,000円の減額で、人件費、各施設の維持管理に係る修繕料、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。事業費におきましては、建設改良費387万円の減額で、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。

最後に、予備費につきましては、10万円を減額いたしております。

以上で、平成27年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、承認第13号、平成27年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,511万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,961万5,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金20万円の減額で、加入者負担金の実績見込みでございます。

使用料及び手数料につきましては、使用料46万8,000円の増額で、浄化槽使用料等の精算見込みによるものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金1,580万2,000円の減額で、精算見込みによるものであります。

繰越金につきましては、43万8,000円の増額で、実績見込みでございます。

諸収入につきましては、雑入1万4,000円を減額いたしております。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、1,501万円の減額でございます。うち、浄化槽管理費におきましては325万3,000円の減額で、精算見込みによるものであります。農業集落排水施設管理費におきましては1,075万7,000円の減額で、人件費、各施設の維持管理に係る修繕料、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。農業集落排水施設事業費におきましては、工事請負費100万円を減額いたしております。

最後に、予備費につきましては、10万円を減額いたしております。

以上で、平成27年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、承認第14号、平成27年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億980万円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

使用料及び手数料につきましては、3万5,000円の減額で、グループ用ロッジ使用料の実績見込みによるものでございます。

繰入金につきましては、15万9,000円の減額で、一般会計繰入金の減額でございます。

諸収入につきましては、66万9,000円の増額で、雑入におきましては、実績見込みによるもので、家族用ロッジ宿泊料39万5,000円の増額が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、教育費につきましては、47万5,000円の増額で、事業等の精算見込みと人件費等の不用額でございます。

以上で、平成27年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、承認第15号、平成27年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 578 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,660 万円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、655 万 3,000 円の減額で、笹ヶ丘荘管理運営に伴う収入のうち、宿泊料、食堂売上料及び入浴料は増額となりましたが、食料をはじめ、その他の使用料が減額となったことによる、事業収入の減額でございます。

繰入金につきましては、82 万円 5,000 円の増額で、笹ヶ丘荘管理運営の精算見込みに基づく、一般会計繰入金の増額でございます。

諸収入につきましては、5 万 6,000 円の減額で、電話使用料及び、雑入その他が減額したことによるものでございます。

次に歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、578 万 4,000 円の減額で、全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、それぞれ各節ごとの費用を精査したことにより、主には賃金・需用費・役務費・公課費などを減額いたしております。

以上で、平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、承認第 16 号、平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 129 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,405 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

診療収入につきましては、20 万円の減額でございます。内容は、保険診療報酬の減額でございます。

繰入金につきましては、109 万 1,000 円の減額でございます。内容は、一般会計繰入金の減額でございます。

繰越金につきましては、1,000 円の皆減。

諸収入につきましては、5,000 円を減額いたしております。

次に、歳出でございますが、各費目を通じまして、実績見込みによる整理が主なものでございます。

総務費につきましては、99 万 3,000 円の減額であります。主なものは、報酬の歯科医師報酬を 18 万円、職員手当の時間外手当を 18 万 5,000 円、臨時職員賃金を 16 万 5,000 円それぞれ減額いたしたものでございます。

医業費につきましては、30 万 4,000 円の減額でございます。主なものは、需用費の医薬材料費を 11 万 8,000 円、委託料の歯科技工委託料を 5 万 1,000 円、それぞれ減額いたしております。

以上で、平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、承認第 17 号、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,243 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 153 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

財産収入におきましては、2,241 万 3,000 円の減額で、これは、広山団地、さよひめ団地、長尾団地の 4 区画が売却できなかったことによるものでございます。

繰越金におきましては 1 万 6,000 円の減額で、前年度繰越金を計上いたしております。

諸収入につきましては、1,000 円の減額で雑入を皆減いたしております。

次に歳出でございますが、宅地造成費につきましては、2,258万3,000円の減額で、それぞれ各節ごとの費用を精査したことにより、需用費・役務費・委託料・積立金を減額いたしております。

予備費につきましては、15万6,000円の増額を計上いたしております。

以上で、平成27年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

以上で、一般会計並びに各特別会計、平成27年度の最終予算、専決させていただきました予算の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 承認第6号から承認第17号について、当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております承認第6号から承認第17号につきましては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしく申し上げます。

それでは、日程第8、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度佐用町一般会計補正予算（第6号・平成28年3月31日専決第5号）に対する質疑を行ないます。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本義次君。

7番（岡本義次君） 8ページ、町民税の個人、法人、それから固定資産税、軽自動車税の滞納繰越の65万7,000円の減、21万9,000円の減、371万1,000円の減、8万5,000円のこの分につきまして、何パーセントを計上して、それに、どれだけ達成できたか、そしてまた、残りの件数、大口、今後の見込みについて述べてください。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、税務課長。

税務課長（敏蔭高弘君） 失礼いたします。

ただ今の町民税の滞納繰越分ですけれども、当初は29パーセントで見込んでおりました。実質は、そこまでいっておりません。

それと、法人税の滞納繰越分につきましては、過去3年分の徴収率を予算化しておりましたけれども、実績として20パーセント程度の見込みとなっております。

それと、固定資産税の滞納繰越分ですけれども、これも過去3年分の平均ということで、19.9パーセントを見込んでおりました。実際は、実績として16パーセントの見込みとなっております。

軽自動車税の滞納繰越分ですけれども、これも平均30パーセントで見込んでおりましたけれども、これは、徴収率が上回っております、30パーセントを超えております。

それと、滞納につきまして、それぞれ町民税、固定資産税、軽自動車税、3税を合わせますと、徴収率としては、見込みですけれども、14.2パーセントとなる見込みで、前年の実績と比べますと、若干、徴収率が下回るというふうな結果になってきております。

その中で、未納の額といたしましては、平成26年度におきましては、1億8,610万円でしたけれども、平成27年度におきましては、1億7,150万円ということで、前年の未

納額よりも 27 年度の未納額というのが減少というふうな形になってきております。

それと、滞納の大口ですけれども、これらについては、まだ、詳しい状況等把握しておりますけれども、この分につきましても、大口、特に大きいのが固定資産税等でございます、これにつきましても分納誓約をもとに分割納付といった形で徴収をさせていただいているところでございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 今、自動車についても、30 パーセントの目標を上回って徴収できたわけでございますけれども、その率については、何パーセントぐらいになったんかも含めて、その大口の分についても金額的には、どれぐらいな金額があるんですかということをお尋ねしていますから。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、税務課長。

税務課長（敏蔭高弘君） 大口の収入につきましては、今ちょっと、まだ、詳細を把握しているところでございますので、今現在、ちょっとここでは、即答はできかねます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい。

7 番（岡本義次君） また、後で教えてください。
やっぱり、3 カ月たったら、こうずっと変わってきよるからな。

議長（岡本安夫君） ほかにございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） この補正予算最終的な実績見込みということですから、決算に近いことなんですけれども、18 ページの農林水産業費県補助金、その中で、緊急防災林整備事業補助金 194 万 6,000 円、これが皆減ですから、この皆減の理由について。

議長（岡本安夫君） 農林振興課長…わかります？

町長（庵途典章君） 課長ちょっと、あのね、詳しくわからんのだったら、担当室長のほう、後から説明させていただくということで、よく調べてから…

議長（岡本安夫君） はい。

農林振興課長（加藤逸生君） 申し訳ございません。ちょっと、確認して、後ほど回答させていただきます。すみません。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） わかりました。次、違う項で。

そしたら、22 ページの下ぐらいになりますけど雑入、三土中学校事務組合精算事業精算負担金 100 万 7,000 円、これの内容について。

〔「23 ページかな？」と呼ぶ者あり〕

8 番（金谷英志君） 23 ページ。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 尾崎課長。

教育課長（尾崎文昭君） この内訳について、お知らせをしたいというふうに思います。

ご承知のように、三土中学校の事務組合解散をいたしました。そういったことで、宍粟市のほうで精算をいただいていたわけでございます。

それで、まず、収入の内訳につきましては、三土中学校の事務組合会計の打ち切り決算剰余金、これが 698 万円余りございました。それから、火災保険料の払戻金、これ未収分ですけれども、これが 9 万 5,000 円余り。それから、トライやる・ウィークの県補助金、これの未収金が 15 万円。この合計が、722 万 7,227 円ということになってございます。

そして、支出のほうでございますけれども、共済費、旅費とか消耗品、それから燃料費、これは未払い分ですね。光熱水費。それから通信運搬費。それから不燃物処理手数料。電気保安業務の委託料。それから、事務機器の点検業務委託料。それから、自転車置き場の撤去工事もございます。撤去工事が 98 万 8,200 円ということでございます。それから、地下タンクの廃止工事。それから、学校給食費負担金。これ未払い分が 335 万 6,000 円ございました。そういったことで、その支出が 553 万 9,844 円ということになってございます。

この差し引きが、この額でございまして、この差し引きが 168 万 7,383 円でございます。

そして、この佐用町分、この分担金のさまざまな分担割合によって、佐用町のほうに返金がありましたのが、100 万 7,423 円ということでございます。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） この残った分が 168 万円余りということで、それを分けたら、この按分については、やっぱり建設費、宍粟市と佐用町の按分割合の 55 と 45、その割合の按分でしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） それぞれ支出の中身によって、例えば、生徒数割であったり、それから、建設割等々がございます。そういったものを、割合で残ったお金が、先ほど申し上げた合計になりまして、精算の割合率から言いますと 59.7 パーセントというふうに聞いております。以上でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） この財産の処分については、26 年 6 月議会で、議決もしているんですけども、事務組合の残余財産は、全て佐用町に帰属されると。佐用町は、物品の分配については、事務組合の解散後、速やかに宍粟市と協議して、宍粟市と物品の分配をする。今まで工事とか、いろいろ施設のほうは言われましたけれども、物品についての収入はどうだったんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 物品については、それぞれの市町で必要な物、これは一応、均等にお分けをするということになっておりました。

ですから、さまざまな物品が残ったわけでございますけれども、宍粟市の必要な物、それから佐用町の必要な物で分けまして、多少はやはり、どちらもまだ、不要というんですか、ある程度使用に耐えられない物もございますけれども、そういった物は処分するということになっております。

8 番（金谷英志君） はい、わかりました。

議長（岡本安夫君） はい、ほかにございませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 9 ページの 17 款、10 項、10 目で、10 節、株式譲渡所得割交付金の分が 6,261 万 1,000 円少なくなって、下の地方消費税が 4,718 万 9,000 円増えておるんですけど、これらの要因については、どのようにお考えでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 地方譲与税の欄の予算の計上の考え方なんですけど、そういったことで、どうしても専決予算の時に、大きな増減が過去でも生まれてきております。

当初予算の際には、例えば、平成 27 年度の当初予算でしたら、平成 26 年度、当然、決算が出ておりませんので、平成 25 年度の決算、そして、今後の地方財政計画、地財計画の国が示しております伸び率、増減率があるかと思えますけど、その基準で、それぞれ予算化を計上しております。

そして、最終的に国からの譲与税、税が確定しまして、毎年度でございますけど、この専決で大きな動き、ほとんど変わらない、予定通りの金額もあるんですけど、その中で、今回、岡本議員ご指摘のように、株式譲渡と地方消費税につきましては、当初金額に比べて、大きな減と増。特に株式につきましては、見込みが国が見込んでおったのと、若干どころか、相当相違があったようでございますけど、減額ということでございます。

地方消費税につきましては、2 割までもいきませんが、1 割何ぼ伸びという形で、逆に収入増になっているという経過でございます。

議長（岡本安夫君） ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） そしたら、12 ページの 60 節、定住促進住宅駐車場使用料現年度分 5 万 1,000 円で、駐車料金の住宅の分、これこの間も五反田の方がおっしゃるには、駐車料金が、これ町内、町営住宅については、同じように 1 台までは置いてもいいと。そして 2 台目以降はとかいうような決まりのそういうやつが、何か五反田とほかのとこと違っておるのでしょうか。そこらへんについては、どんなんでしょうかな。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（森田善章君） 五反田住宅につきましては、定住促進住宅ということで、定住促進住宅条例に基づいて、管理運営を行っております。

その中で、1 台目は 1,500 円。2 台目からは 2,500 円というふうに決まっておりますので、それに基づいて徴収しております。

7 番（岡本義次君） ほな、ほかのところの町営住宅については、どういうふうな格好の中で、五反田だけが、そこのほかのとこと違って、そういう受け入れをしておるかということなんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、どうぞ。

商工観光課長（森田善章君） そのとおりでございます。

ほかの町営住宅につきましては、2台目から2,500円いただいておりますが、五反田住宅につきましては、1台目から。そのとおりでございます。

議長（岡本安夫君） すみません。これ9月に決算委員会がありますけど、それを踏まえての質疑にさせていただきたいと思いますので、改めまして、ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） あのな、いつも、私らはわからんなりに、どうしてかって疑問を持っておると…

議長（岡本安夫君） はい、質疑をしてください。

7番（岡本義次君） そんなこと言うたらあかんで。

議長（岡本安夫君） 質疑をしてください。

7番（岡本義次君） それから、20ページ、45目、ふるさと応援寄附金の分が629万5,000円と、昨年と比べて、最近の入り状態も含めてどうなんかということを説明してください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 失礼いたします。

平成27年度のふるさと佐用応援寄附金の受け入れ状況につきましては、294件で629万5,632円ございました。

その前年は400万円に満たないぐらいであったというふうに考えております。

平成26年度で108件で343万6,313円ございましたので、だいたい300万円ぐらいは増えているということでございます。

ちょっと、パーセントは計算しておりませんので。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） ここへ今日、提案されておる以上は、聞く僕らは権利がある。

議長（岡本安夫君） はい。

9 番（山本幹雄君） あんたの今の発言だったら、俺もう帰るで。そうだろ？

議長（岡本安夫君） はい。

9 番（山本幹雄君） 9 月にするかどうか、関係ないんや。今日、提案されておるんや。今日、提案されておる以上、聞く権利があるんや。

議長（岡本安夫君） はい、じゃあ、質疑お願いします。

9 番（山本幹雄君） だから、どうするんや。質疑お願いしますじゃのうて、どうするんや。もう、きちつと言わへんと、そんなええ加減な議会ないで。

議長（岡本安夫君） 質疑お願いします。質疑は。

9 番（山本幹雄君） 質疑じゃなしに、今、ちょっと話したいだけや。あんたが、あかん言うならかまへん。俺もう帰るは。それだったら。

議長（岡本安夫君） ほかに、質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 今の意見に全く同感やで。わしもな。それで、いっつもね、隣の人がいっつも薄ら笑いしてな、聞いたら、いっつも、こんなことないで。失礼なこと。それとね、まだ、笑いよんがな。

32 ページ、60 目、自治振興費、1 節、報酬、自治会長報酬が 63 万 8,000 円少なくなっておるんや。これについては、自治会長報酬だったら、やっぱりその分が、同じように落ちていくと思うんですけど、統合した分の分が、これ少なくなつて、このように計上したんかなということを再度、確認の意味において、お伺いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 自治会長報酬の件につきましては、平成 25 年に現在の南広、それから東本郷等が自治会統合されまして、若干、報酬単価のほうは、予算上も落としておるわけなんですけど、その中で、自治会報酬の、今、基本的報酬を 134 集落で毎年予算集落をさせていただいておるわけなんですけど、そのうち 2 集落が自治会で名前はあるんですけど、実際、自治会長さんいらっしやらないところが、私とこの地元もそうなんですけど、そういうところがございまして、予算上は上げておるんですが、どうしても年度末で、また、その財源等を落とさせていただくということで、専決で落とさせてもらっております。

28 年度も同様には上げさせてもらっておるんですけど、実際には、自治会長は選出できないという自治会があるということで、その分の減でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 134 集落あって、どうしてもその自治会のできないという部分について、毎年、そういうふうなところが何カ所か出てきよんかいな。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 今現在、僕が把握しておりますのは、佐用地区では若州地区。それから、上月地区で寄延の 2 集落でございます。

議長（岡本安夫君） はい、ほかにもございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 62 ページの 20 目、道路新設改良費、15 節、工事請負費、工事請負費 980 万円。それから、17 節、公有財産購入費、土地購入費 270 万円。それから、22 節、補償補填及び賠償金、物件移転等補償金 230 万円。これ少なくなっておりますけれど、これについて、須安の工事の町道のやつができなくて、そして 28 年度に持ち越して、新たに入札をし直すという、この分についての分が上がっておるんかいな。

〔建設課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 建設課長。

建設課長（横山重明君） お答えします。

須安線につきましては、3 月の補正の時に落とさせていただいた分なんですけれども、今回、上げさせていただいている分については、事業の精査に基づくものが主であります。

中でも小山安川線で、徳久駅のアンダーパスの関係で、ヤード盛土工事を行っております。その上に、当初予算におきましては、購入土を予定しておったんですけれども、県の河川事業による土砂を利用するということで、その分が若干、金額的には大きく減額となったということでもあります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） その中に土地の購入とか、移転とかって上がっておるけど、その分の場所でいいんですか。これも。

[建設課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 建設課長。

建設課長（横山重明君） 土地の購入費でありますけども、こちらにつきましては、今現在、町道建岩間嶋田線において改良工事を行っておりますけども、相続の関係で、今現在、海外で生活されている方が1名おられるということで、その関係者の方とは、こちら担当者も連絡を取りあったりして、今現在、処理を進めているところであります。この分について、年度内完了ができないということで予算のほうを減額ということでさせていただきました。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第6号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度佐用町一般会計補正予算（第6号・平成28年3月31日専決第5号）は、原案のとおり承認されました。
すみません。ここでお諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。ただ今から、休憩をとり、再開を午前11時15分とします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。
総務課長と企画防災課長から発言の訂正がありますので、お願いします。

総務課長（森下 守君） 失礼します。

日程第7です。承認第5号の専決処分の承認を求める、固定資産評価審査委員会条例の改正の中で、これまでの審査会の開催のご質問を平岡議員のほうからあったかと思えます。私のほうが、ございませんということをお願いしたんですけど、災害前後の年度に固定資産審査会のほうが2回開催されているということが、ちょっと、休憩中にわかりましたの

で、訂正を申し上げたいと思います。

ちょっと、内容については、詳細、調査をしておりませんので、ご回答できませんけど、訂正し、お詫び申し上げます。

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 岡本義次議員から、ふるさと応援寄附金について、ご質問をちょうだいしました。その点につきまして、私のほうが 26 年度の数字を誤っておりましたので、訂正をさせていただきます。

平成 26 年度が 114 件、358 万 6,313 円でした。

それで、平成 27 年度が 294 件、629 万 5,632 円でございますので、175.5 パーセントの伸びだということでございます。

以上です。訂正してお詫び申し上げます。

議長（岡本安夫君） 農林振興課長が、先ほどの質問に答えます。

農林振興課長（加藤逸生君） 失礼します。

金谷議員からのご質問にありました、緊急防災林整備事業補助金が皆減になったということですが、これは県の事業で、県の補助金の中で、緊急防災林整備の傾斜対策という事業がございまして、そちらのほうを県のみどり公社に委託して行う予定で申請を上げておったわけなんですけども、県下全域での枠内の事業の実施箇所に該当しないということで、その事業ができなくなった。

奥海地区で計画しておったんですけど、それができなくなったということで、補助金を皆減いたしております。以上でございます。

議長（岡本安夫君） それでは、続いて日程第 9、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 6 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 4 ページの歳入、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税の補正額 560 万 1,000 円、この減額の要因、理由について、まず、お尋ねします。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 失礼いたします。

このたびの専決予算につきましては、決算見込みを見込んだということで、現年現行予算に対して最終の決算見込み額を補正をさせていただいているところでございます。

ちなみに、それぞれの収入をいたしておりますので、だいたい 27 年度の決算見込みといたしまして、現年分につきましては、だいたい 95.75 パーセントの収納見込み率でござ

います。

滞納分につきましては、19.13 パーセントといった収納見込みで見込んでおります。それを、このたび補正として上げさせていただいているところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 全体の数字の中で、合計額として出ているものであろうとは思いますが、7 ページ歳入繰入金で、一番最後に一般被保険者延滞金として、98 万 6,000 円ということで補正額、これは保険税の延滞金ということで、収入が入ってきております。

そうじゃなくて、もう 1 つ聞きたかったのは、滞納の督促の関係が収入の中ではなかったんですか。それは、歳出になるのかな。それが増えてきたというふうに見たんですけれど、滞納が増えることで、督促する件数が増えたのではないかと思ったんですけれど、そのへんは具体的には、どういうふうになっていますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 督促につきましては、予算書 5 ページ、下のほうでございますけれども使用料及び手数料の中で、督促手数料 2 万円を増額補正させていただきまして、17 万円ということで上げさせていただいております。

これは、当初見込んでおったところと、ほぼ同じ水準で（聴取不能）おります。以上でございます。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

13 番（平岡きぬゑ君） はい。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 4 ページ、同じく 10 目、一般被保険者国民健康保険税、20 節の医療給付費分滞納繰越分の 272 万 8,000 円の減。それから、22 節、後期高齢者支援金分滞納繰越分の 69 万 3,000 円。それから、25 節、介護納付金分滞納繰越分の 46 万 3,000 円の減。

それから、その下の 15 目、退職被保険者等国民健康保険税の 25 節、介護納付金分滞納繰越分の 3 万 7,000 円。

これらについても、何パーセント計上して、何パーセント受け入れることができ、残りの件数、そして、大きな金額について、今後の見通しについて述べてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 今、ご質問のありました滞納分でございますけれども、まず、平成27年当初予算でどういったことを目標として、予算を置いたかということでございますけれども、20節の医療給付分につきましては、滞納額の24パーセント。約24パーセントですね。それから、22節の後期高齢者支援金分につきましては、16パーセント。介護納付金分につきましては、24パーセントを、それぞれ当初予算で計上させていただいたところでございます。

ただ、納付いただく中には、計算上は、それぞれの項目で計算されますけれども、一人一人の個人に対しては、まとまった形での税額という形になってまいりますので、そういった意味で申し上げまして、この決算見込みということで、今、最終的に税のほうも精査しているところでございますけれども、先ほど、平岡議員の中でも、ちょっと触れさせていただきましたけれども、滞納分につきましては、全体を押しなべた中で、調定額に対して19.13パーセントの収納見込みを今現在見込んでおるところでございます。

未収につきましては、まだ、やはり6,000万円ぐらい残っておるところでございます。ですから、当初予算よりも、そういった目標収納率が届かなかったところが、今回の減額補正をしているところと、中には、内容によりましては一部増額しているところもございます。そういったところでございます。

大きな滞納額につきましても、28年度当初予算の時にも大きい金額については、ご説明申し上げましたけれども、そういったところの金額が残っているのが現状で、今、精査しているところでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、説明の中で、19.1パーセントということで、これは平均で言われたんだろう思うんですけどね、残りのこの金額についても6,000万円というのは、これ全体の金額ですか。その6,000万円言われたのは。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 滞納額全体の金額でございます。

議長（岡本安夫君） ほかにございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 7ページの一般会計繰入金、先ほどの一般会計でも出てきましたけ

れど、その他一般会計繰入金、減額 6,338 万 9,000 円について、お尋ねしたいんですけれど、結果的には、この平成 27 年度一般会計繰入金そのものは、今回減額になった結果、どれぐらいになったんでしょうか。お尋ねします。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 住民課長。

住民課長（岡本隆文君） その他一般会計の繰入金、このたび 6,338 万 9,000 円の減額補正とさせていただきます。その中には、いわゆる事務費部分とかもございまして、いわゆる赤字補填としては、約 6,000 万円ほどになります。

その中で、同じページのところ、その少し下で基金の繰入金を 2,000 万円の減額補正をさせていただきます。

当初、2,000 万円の基金の取り崩しを予定をいたしておったんですけれども、そこで 2,000 万円の取り崩しを、今回、後年のためにとということで取り崩しをやめておりますので、その分を差し引きしますと、約 4,000 万円ぐらいの赤字補填という形になるかと思っております。

その理由といたしましては、ここ近年の国保の保険給付費につきましては、24 年度で約 15 億円、25 年度で約 15 億 8,000 万円、26 年度の決算で 16 億 1,000 万円ぐらいが保険給付費として推移してまいりました。非常に医療費が伸びておりました。

そして、近隣の市町との、そういう医療費の状況を確認する中で、年末ぐらいから、いわゆる C 型肝炎とかの新しい治療、あるいは治療薬とかが診療の中で使われるようになってきて、どこの市町も非常に国保の会計が、医療費が急増しているという形の中で、私たちのほうも、そのへんの推移を見ておったんですけれども、佐用町においては、そういう顕著な増額ということは、現在のところ、まだ出ておりませんが、今後の課題になってこようかと思うんですけれども、そういった中で、今回、かなり平成 27 年度については、当初 17 億円を超える当初予算を医療費のほうを計上いたしておまして、それが、このたび何とか 25 年度水準ぐらいで決算できそうだとということで、歳出を減額補正し、それに合う分として、それぞれ国、県の補助金等もそれぞれ確定してまいりましたので、そういった中で、このたびの繰入金のほうを減額補正をさせていただいているところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 最後の補正ですから、いわゆる決算に近い数字になるんですけれど、それで、その他一般会計繰入金としては、先ほどのご回答によると、平成 27 年度については、最終的には約 4,000 万円ぐらいになるということによろしいんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 予算上といたしましては、6,000 万円になりますけれども、基金の

取り崩しの分を考慮すると約 4,000 万円ということになるかと思いますが。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 11 ページ、10 目の一般被保険者療養給付費の 6,737 万 5,000 円と、その下の退職被保険者等療養給付費の分が 4,826 万 2,000 円、これ減額になっておるんですけど、この大きな金額についての要因としては、どのように考えられておりますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 医療費につきましては、それぞれ、当初予算で先ほども申し上げましたけど、約 17 億円の予算を計上させていただいていたところでございます。それが、この 1 年間の医療費が確定した中で、それぞれ不用額が出てきたということで、ここ近年伸びておった医療費が、ちょっと落ち着いた、あるいは、25 年度水準ぐらいまで、ちょっと落ち着いたといったところが、この数字であらわれているところでございます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） いわゆる国民健康保険税の税金が高いということで、国の支援金が平成 27 年度も出ているかと思うんですけど、これの関係でいくと今回の補正の中では、どの部分に計上されていますか。今回の分では変更がなかったということなんでしょうか。ちょっと、お尋ねします。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 住民課長。

住民課長（岡本隆文君） このたびの専決予算については、いわゆる予算の整理ということで、それぞれの歳出、あるいは補助金関係が税が確定したということで、整理させていただいている分です。

議員が言われております分については、12 月議会補正だったかと記憶しておるんですけど、約 2,000 万円ぐらい、その分が措置されているように記憶いたしております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 承認第 7 号、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）に対して、反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、主には保険給付費の減額に伴う精算的意味合いの強い平成 27 年度最終補正予算です。

私どもは、平成 27 年度当初予算で、町は一般会計からの繰り入れを増やして保険税を引き下げるべきだと指摘してまいりました。

今回、平成 27 年度国民健康保険会計で町は国からの国保税軽減のための支援、増額分も含めて町の一般会計からの繰入金として、今回、6,338 万 9,000 円を減額するという対応を行っております。

一般会計からの繰り入れの減額というのは、この額を 27 年度 11 月現在の加入世帯数で単純に割ると約 2 万円近くの保険税引き下げが可能になる額となります。高すぎる保険税をとというのが、滞納を増やして、滞納による保険証の取り上げ、これは受診抑制、重病化しての受診を生みますし、かえって医療費が増えて国保税の値上がりにつながるという悪循環にも陥っていきます。

国は、国の支援金が増額されているもとで高すぎる国保税を引き下げ、決断すべきだったということを指摘して、この会計に反対します。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに討論ありますか。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） 承認第 7 号の報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回、提出されています議案は、既に皆さんご承知のとおり専決予算であります。予算の過不足において、必要なもの、不要なものをそれぞれ計上し、精査した内容で計上されており、本来、その保険税等、給付費等とのバランス等々については、平成 27 年度の実績、あるいは決算内容については、9 月に行われるであろう決算委員会等で、また、議論する立場かなと思いますが、この専決の承認について出ている内容については、27 年度、先ほどの質疑の答弁にもありましたように、幸い 27 年度の療養給付費等の見込みが 25 年度見込み並みに下がったことを受けて、不要な予算については整理されているものであります。

さらに言えば、その中で、一般会計からの繰り入れ金額、これの分の減額ですが、6,600 万円。これについては、この内容にもありますように、国保の保険準備基金 2,000 万円、これを一旦繰り戻すという配慮までされたものであり、当然、妥当な内容の予算の専決処分であろうということで、賛成の討論とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。討論。

ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第7号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第4号・平成28年3月31日専決第6号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第10、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号・平成28年3月31日専決第7号）に対する質疑を行います。質疑ありますか。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 4ページ、10款、10項、20目の滞納繰越分の20節ですね、67万2,000円でございますけれど、これについても同じように述べてみてください。

[住民課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 失礼いたします。

滞納繰越分につきましては、まず、当初予算としては1万円の計上ということで、滞納額に対してのパーセントという形では計上をしておりませんでした。

決算見込みとして、68万2,000円を実績ベースで来ておりますので、このたびの補正をさせていただきます。

調定額に対しての収納率で申し上げますと31.03パーセント、今のところ見込んでおります。まだ、約150万円ぐらいの滞納分が繰り越すようになっておりますので、また、引き続き収納率の向上に向けて取り組んでいるところでございます。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 150万円残っておるわけでございますけれど、件数にしては何件ぐらいですか。これは。

[住民課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 住民課長。

住民課長（岡本隆文君） すみません。細かいところの人数についてまで、まだ把握せず、予算上の数字でおさえておりますので、また、この後、詳細について調べていきたいと思い

ますので、よろしく願いいたします。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。
ないようですので、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第8号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって承認第8号、専決処分の承認を求めること
について、平成27年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号・平成28年3月
31日専決第7号）は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第11、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度
佐用町介護保険特別会計補正予算（第4号・平成28年3月31日専決第8号）に対する質
疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 4ページ、30節の滞納繰越分普通徴収保険料13万7,000円、金額
少のうございますけれど、何パーセント計上して、何パーセント入って、残りの件数なり、
大きな金額について、述べてください。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

滞納繰越分でございますが、当初予算では、その時点での50パーセント、365万円余
りを当初予算に計上しておりましたが、その後、滞納繰越分が749万5,000円ぐらいに確
定いたしました。

それで、徴収に努力しておったわけですが、先の3月定例議会で徴収額が努力が足
りなかったこともあります。だいたい10パーセント程度で終わるんじゃないかとい
うことで、減額しておったわけですが、それが10パーセントを、ちょっと超えまして、
最終的に79万3,000円ほど徴収することができる見込みでございます。それで、増額を
ここに上げておりますとおり13万7,000円計上しておるわけでございます。

それで、結局、先ほど言いましたように、749万5,000円の調定に対しまして、79万
3,000円の収納ということでございますので、滞納繰越分についての未納ということでは、
670万2,000円ほど残るようになるわけでございます。

この内訳でございますが、未納者は残念ですが、その 670 万 2,000 円で 58 名の方が未納ということで残っております。

それで、大口と言いますか、その最高の方で、だいたい 42 万円ぐらいの方がいらっしゃいます。以上でございます。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 10 ページ、10 項の介護サービス等諸費の 5,096 万 9,000 円。その下の 10 目、在宅介護サービス給付費の 709 万 5,000 円。それから 30 目、施設介護サービス給付費の 4,197 万円が少なくなっております。これらについての要因は、どのように考えられますか。

[高年介護課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） これも先ほどの国保と同じように、この介護保険第 6 期計画で介護の給付費の伸びというものを見込んだわけなんですけども、それがだいたい 27 年度で総額で 21 億円を超える見込みをしておったわけですけども、それ 10 ページの予算額の計のどこ見ていただいたらわかりますように、20 億 8,900 万円余りということで、思ったほど伸びなかったということですね。

これは、予想よりも伸びが少なかったと。いわゆる自然減ということで解釈しております。以上でございます。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） そしたら、12 ページの 15 目、介護予防サービス給付費の 2,421 万 7,000 円、これらについても同じような考えでということでもいいんですか。

[高年介護課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 岡本議員、おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第9号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第4号・平成28年3月31日専決第8号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第12、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第2号・平成28年3月31日専決第9号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第10号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第10号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第2号・平成28年3月31日専決第9号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第13、承認第11号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号・平成28年3月31日専決第10号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 3ページ、15款、10項、10目の15節、138万6,000円、滞納繰越分についてお願いします。

[上下水道課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（松井寿登司君） それでは、岡本議員にお答えします。

138万6,000円滞納繰越分の増額といたしておりますけども、水道料金の滞納分が147件あります。当初予算約13パーセントほど計上しております。

それで、実質滞納繰越分として徴収いたしましたところ、273万3,000円ほど今年度滞納分として頑張っております。

徴収率といたしましては、昨年度25.7パーセントでありましたのが、今年は、27年度精算見込みでは、25.14パーセントということになっております。

大口といたしましては、57万円程度の大口の方がいらっしゃいます。

以上で、よろしいでしょうか。

7番（岡本義次君） はい。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 6ページ、下の1,176万5,000円、建設改良費の分でございます。これらの分について、場所と、この減った要因について述べてください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（松井寿登司君） はい、失礼します。

建設改良費の工事請負費1,176万5,000円の減額でございますけれども、ちょっと、待ってください。

それでは、失礼します。

この工事の内訳といたしましては、27年度に本位田の前処理施設に約1億2,000万円の予算を置いておりました。その入札減もあります。

それから、新佐用大橋の水管橋の添架、これが6,500万円置いておりました。

それから、建岩間嶋田線。というのは、これ町道の建岩間嶋田線の移設補償の関係です。それが、1,500万円、当初置いております。

それから、南部の沈澱池ということで、沈澱池の傾斜管の設置ということで800万円。

それから、徳久バイパスの交差点付近の分の支障管の移設ということで、1,200万円。

それから、那手地区のほ場整備。ほ場整備にかかる工事費。

それから、桜橋の国道179号線、三日月地内ですけれども、その消火栓の移設。

ほか、福原橋の撤去等7件ということで、それぞれ工事費を計上しておりました。そういったところの工事の精算等でございます。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 11 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 10 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 14、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 11 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 3 ページ、10 款、10 項、10 目の 15 節、滞納繰越分、金額少のうございますけれど 5 万円の減と、それから、その下の 15 款、10 項、10 目の 15 節、滞納繰越分 98 万 5,000 円、これらについても願います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（松井寿登司君） 公共下水道施設使用料の滞納繰越分につきましては、当初 10 パーセントの予算を見込んでおります。

実績見込みでいきますと、173 万 8,000 円程度の収入がありました。そういったことで、今回、98 万 5,000 円の増額の予算ということにしております。

滞納件数は 120 件でございます。収納率といたしましても、昨年度 9.21 パーセントが、今年度 13.8 パーセントと、若干伸びを示しているところでございます。以上です。

議長（岡本安夫君） はい、ほかにありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 12 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 11 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 15、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 12 号）に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。これより承認第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。承認第 13 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 12 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 16、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 4 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 13 号）に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。これより承認第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。承認第 14 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 4 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 13 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 17、承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 3 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 14 号）に対す

る質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 3ページの食料、これが805万3,000円、少のうなっております。これらについては、どのようにお考えでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（森田善章君） 食料につきましては、当初、月300万円ほど計上しておったわけなんですけれども、27年度の実績を見ましたら、宴会等が若干少なくなっております。その関係で食料が減額しております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 宴会が少なくなって、この金額が出てきたんじゃないかということでございますけれど、何か、特別おいしい物ということで、そういうような料理の研究とか、勉強とかは、されておりますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（森田善章君） 新しく調理人さん等も入っていただきまして、いろんな食事、食材、頑張ってお使っていただきまして、利用客にも喜んでいただいております。

全体的な人数としましては、利用客の人数は26年度から比べましても増えておりますので、今後、そういうようなところから、一つ一つ増加傾向をたどっていきけるのではないかなというふうに考えております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第15号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第15号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 3 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 14 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 18、承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 3 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 15 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。これより承認第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。承認第 16 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 3 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 15 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 19、承認第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号・平成 28 年 3 月 31 日専決第 16 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） これ、広山とかさよひめとか長尾の分が売れなかったということでございますけれど、保育園の横のほうとか、五反田住宅の東のほうでも家が大分ポツポツ建ってきて、新しい家があるわけなんですよ。

そやで、そこらへん、町のこの単価と、今、民間がやっておる分と、どなん。すごく差があったりして、民間のほうが優先で、そっちのほうでドンドンと建ちよんか、そこらへんの分析というのはされましたか。

[商工観光課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（森田善章君） 宅造の物件につきましては、さよびめ団地につきましては、数

区画あった中の、もう1区画だけ。

それから、広山が一番上の2区画。

それから、長尾が、これも数区画あったうちの1区画というようなことで、残っておるのが最終的に1区画に近い状況です。

ですから、選択の余地がないような状況の中で、民間の宅地等も調べてみました。そうしましたところ、それぞれの地域で、そんなに民間の部分とは金額的な大差はないんですけども、若干、町の分については、水道も下水もつけて、加入分担金とかというのをつけて売買しておりませんが、民間の分については、その両方ともが付随した形で売買されております。その若干違いはあるんですけども、今後、定住対策の一環というようなことで、これも含みで考えてまいりたいというふうに考えております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第17号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第17号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第17号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号・平成28年3月31日専決第16号）は、原案のとおり承認されました。

すみません。まだ、議案残っております。ここで、お諮りします。

昼食等のため、休憩をとりたいと思いますが…

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、午後1時15分とします。

午前11時57分 休憩

午後01時15分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第20. 議案第89号 町有財産の無償貸付けについて（旧三土中学校跡地）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第20、議案第89号、町有財産の無償貸付けについて（旧三土中学校跡地）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案 89 号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

学校等跡地施設の利活用の中で旧三土中学校につきまして、校舎及び体育館等を解体撤去し、跡地に先進的な農業技術を駆使した次世代農業モデルの取り組みを進めるために、佐用・IDEC メガソーラー有限責任事業組合に対し、これを無償で跡地の貸付けを行いたいと考えております。

本事業では、自然本来の物質循環機能や微生物の働きを活性化する技術を用いて、土にこだわった高品質のトマト栽培を行なう予定でございます。町立土づくりセンターで生産をされました堆肥なども活用するなど、徹底的に土にこだわり「おいしさ」を追求して付加価値の高い農産物を生産し、地域ブランド化を図るために、IDEC 株式会社がこれまで培ってきた超微細気泡発生技術や LED の照明技術など制御機器メーカーならではの技術を駆使して、自動制御による安定生産や省力化を図るとともに、それらを確立された栽培技術をパッケージとして提供し、若者が魅力を感じる新しい農業モデルを創出する計画でございます。校舎等の解体工事が完了次第着工し、本年秋ごろからハウスを建設し完成後に作付けを行いたいと考えております。

また、解体撤去せずに貸し付ける物件は、倉庫や事務所として利活用予定の部室棟及び木工金工室となっており、それぞれ鉄筋コンクリート 2 階建て、床面積 300.54 平方メートル、木造平屋建て、144 平方メートルとなっております。土地につきましては 1 万 3,500 平方メートル、所在地は佐用町中三河 485 番地ほかでございます。

期間は、原則 10 年間無償で貸し付けたいと考えておりますが、前期の平成 28 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までの貸付けにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから議案第 89 号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） この表で出ておる 5 番の溜池の 234 平米、これにつきましては、もう既に池はなくなって、更地になってもとんかということが、まず、1 点。

それから、今、町長、説明ありました建物についても撤去するということでございますけれど、この表で見る、何か 1 つ残すというのは、どの部分、校舎とか体育館は撤去されるんだろうけど、それ、どこにあるのかな。その残す部分の分は。それをお伺いしたいと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 地目溜池というのが、ここに台帳上は残っておりますけれども、現況見ていただいたとおりございません。

残す建物は、校舎の横ですね。横にある2つです。図面で、写真で見ますと、校舎の右側にあるのが工作室。左側はクラブの部室になります。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） お尋ねします。

協定書、佐用町と IDEC との間というか、その協定書が確かあったと思いますので、近い将来、ここが協定書の中に盛り込まれると、要するに所在地なんかも盛り込まれるということによろしいのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 契約書の中には、LLP の有限責任事業組合の所在地であるとか、そういうものは書いてあると思うんですけども、事業内容につきましては、事業の中に、こういう農業ハウスといいますか、農業用の事業を行うという形で入るというふうに考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 私の問題意識は、結局、学校跡地の利活用で、その跡地がどこに、まあ言ったら、無償貸与なんですけれども、その LLP に無償貸与されると。その協定書の中に、やっぱり明記されるほうが筋ではないかなというふうに思うんですけども、いかがですか。そういうふうに明記はされない？協定書には明記されないんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 無償貸付けの契約は、また、別途に行いますので、ちょっと、僕が勘違いしておりましたのは、LLP の有限責任事業組合の契約書というのがありますよね。これは設置でございますね。

それから、今回、無償貸付けを行うということで、これに対する契約を、また、別個に結びますので、その中では、この場所を貸せるという形で契約をいたします。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） そしたら、そもそも、その LLP が発足してから、その事業の目的と
いうか、それが変わるという形で捉えたらいいんですか。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 当初は、太陽光発電所を運営する。建築運営という形で考えて
おりましたので、この LLP で、今度は農業事業に取り組むという形になりますので、その
分を事業の、この組合契約書に変更して事業を加えるという形で考えております。

議長（岡本安夫君） ほかに。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） この議案書の中で、土地について、47 の地番に分れているんですけ
れども、その表の下に上記のうち、旧三土中学校跡地に関する箇所 1 万 3,500 平米とある
んですけど、これ 47 に分れている地番のうちで、今回、無償貸与する箇所、旧三土中学
校跡地に関する箇所とありますから、これに対して含まれてない場所があるようには読み
取れるんですけども、その確定というのは、どの部分が貸与する部分かというのは、それ
どういうふうに分けるのでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 写真で見ていただいたとおり、黒く枠囲みをしている部分を貸
せるとい形になります。

三土には、相撲場であるとか、駐車場であるとかもあつたんですけども、その分につ
いては貸せないという形で考えております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 写真で見ただけでなく、その契約上に、この部分を貸与するんで
すよというのが、はっきり明記されなだめじゃないかと思うんですけども、その部分を一
番下の 1 行だけで旧三土中学校跡地に関する箇所ということだけで、この 47 の地番に分れ
ているうちの、どの部分を確定して貸付けるかというのは、ちょっと明確じゃないかと思う

んですけれども。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 地番図とか、字切図とか見ますと、随分、きっちりとした成形ではできていないという部分がございますので、これを改めて貸せるために分筆をするという形ではなくて、こういう形で表現をさせていただいたということでございます。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） むしろ分筆するよりも、この際、貸付けるんですから、確定するためには、まとめて、この土地を貸付けるですよにしたほうが、契約上ははっきりするかと思うんですけれども。

このままですと、どの部分がなのかというのは、含まれておるいうだけで、それしたら、この場も含まれておるんですから、1万3,500平米以上、それをIDECは、もし、その部分にも使用されるということとはできないかと思うんですね。契約上はね。

それで、どういうふうな、それが明確になるかなと。むしろ、分筆するよりもまとめたほうがわかりやすいかと思うんですけれども。

この際ですから。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 組合のほうでは、現実に事業を行う土地だけを借りるという形になりますので、それ以外の物まで含めるというのは、この場では考えておりません。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） この図面で見たら、一番下側にある、何か相撲場なんかな、ちょっと広場がありますやろ。これ、ほな、これが、そのままの格好で残すのであれば、どこが守るんですか。草が生えたりして、また、ごみをほかされたりいうことであれば…。

それと、このバックネットなんかについても撤去してまうん。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 相撲場などの管理については、これは町がすることになると思

います。

それから、バックネットについては、必要なれば取り払ってしまうということになります。

議長（岡本安夫君） ほかに。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 金谷議員の関連ですけれども、一応これ、無償貸付けの物件の所在が明確じゃないものを、議会のほうに承認してくれというのは、いかがなものかなと。

それで、中安の件なんかもあるので、その視覚上だけでも、元の求積図、字限図を元にした求積図等をつくって、その上で線引きして、それで契約をしないと、このうち幾ら分って、これ多分、1万3,500平米で逆算すれば、多分その貸付けに付さない部分が、500、600平米あるのかな。ザクッと計算したら。

そこは、明確に何か残しておかないと、契約書自身になり得ないんじゃないかなという気がするんですけれども、町長、いかがですか。

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 確かに、契約ですと、地番、面積というものが、明確にして、何番地を貸付けるという形でしか、こうした図面というのは、実際に、じゃあ境界がどこかというのは現地でわからないということに、確かになると思います。

ただ、学校の敷地というのは、長い間にわたって、増築していくというのか、買い増ししていったって、そして、そこにあった池とか里道とか、そういうものも組み込んでいってされているのが、ほとんど、どこの学校でもそういう状態になっているんですよね。

だから、それを確実に、明確に、地積を出そうとすると、先ほど課長言いましたように、測量をして、非常にたくさんの経費をかけてやらなきゃいけない。そういう状況が生まれますので、これは今回、特に貸付けると言っても、町と一緒にいって、IDECと町との共同してやる事業であります。だから、施主である土地の所有者と実際事業をやる町、事業者も町がそれぞれお互いに責任を持っておりますので、そうした経費も削減をする中で、特に地元との関係の中で、特に大きな問題、トラブルがなければ、この場合には、道路で一応仕切られておりますので、道路で仕切られた内での部分を貸付けるという、そういう契約に、図面で示した中で、このうちの1万3,500平米という形で、ひとつご了解をいただきたいなというふうに思います。

議長（岡本安夫君） ほかに。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） もう1点、貸付け財産の表が出てまして、一応、種類という名称になっていますけれども、厳密には、登記簿上の地目かなとは思いますが、この地目につ

いて、これ他の小学校跡地なんかでも一緒ですけども、そのままになっていると。要は、学校用地と全て地目変更しているわけじゃないということだと思うんですけども、この地目についても、じゃあ、登記簿上の地目そのまま貸付け対象として利用していくと、そういうことでよろしいですか。

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） そういうことです。現状で、地目はそういうことで、いろいろと農地は残ってないんじゃないかと思うんですけども、一部、里道とか、そういうものの中に入っているのではないかと思います。だから、池とか、そういうものも、今までには入っていません。

だから、それは現状そのまま貸付けるという形になります。

議長（岡本安夫君） ほかに。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5番（竹内日出夫君） この42番ですけど、これ公衆用道路となっているんですが、これは、このまま貸付けるというふうになれば、ちょっと不都合ではないのかなと思うんですが、いかがですか。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 公衆用道路と言いますのは、多分、学校の中に、中庭のところに入っていた道路のことだと思うんですけども、この道路につきましては、外周部にお互い地域の方にも使っていただけるような道路を新たにつける予定にしておりますので、ここを道路使えなくなったから、地域の人が通れないとかいう形にはならないと考えております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

[矢内君 挙手]

議長（岡本安夫君） 矢内議員。

10番（矢内作夫君） 2番の建物が、これ所在地等面積、上が300.54平米、これは床面積ということでええんやな。床面積。

ほな、土地はどがいなん。上に、土地のその485番地が上にはないんや。

それ、土地建物を貸すわけだろ？建物だけ貸すわけじゃないんや？ほな、土地が入るん違うん。

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 全体の土地の1万3,500平米の中に入った中に、建物が残っているというだけの話ですから、だから、土地は、その1万3,500平米の中に入っているわけですから。

10番（矢内作夫君） いやいや、それ言いよんは、ほかは全部、これ面積書いてあるわけや。何番地、何番地、全部、貸付ける土地は。

いや、これ47について全部番地が書いてあるんや。土地の面積も。それで、485番地がないやろ？そやさかいに、これ建物だけ貸せるかと言いよんや。

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） ちょっと、誤解されていますね。私は、そういうように思いますけど。

建物は上にあります。しかし、その土地は、その47の番地に分れている、地番に分れている土地、その中の1万3,500平米、その中のどこかに位置するわけですけど、明確にそれを、どこに建っているかというのを、土地を明確にするというのは難しいわけです。

だから、建物は壊さないで、その建物そのものは、しっかりその現状として残ります。だから、その土地については、1万3,500平米、その47の地番に分れた中での1万3,500平米の土地の上に建っているわけですから、だから、それをね、それを明確にする必要性は、私はないと思います。

10番（矢内作夫君） いやいや、違うがな。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） ちょっと、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） いいですか。

10番（矢内作夫君） 防災課長、わかったか？言いようことが分かった？

企画防災課長（久保正彦君） わかりました。

三土中学校の代表番地が485番地だったんですよ。それで、この番地を使わせていただいているということでした。

10番（矢内作夫君） ああ、これは代表番地な。

企画防災課長（久保正彦君） はい。

10番（矢内作夫君） ほんなら、どこにあるやら、わからんわけやな。

企画防災課長（久保正彦君） そうなんです。

10 番（矢内作夫君） いやいや、ちょっとおかしいやろ？
わかった、わかった、はい、わかりました。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 89 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 89 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 89 号、町有財産の無償貸付けに
ついて（旧三土中学校跡地）は、原案のとおり可決されました。

日程第 21. 議案第 90 号 平成 28 年度 佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 21 に入ります。議案第 90 号、平成 28 年度佐用町
一般会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを、議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 90 号、佐用町一
般会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,523 万 4,000 円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 129 億 1,366 万 3,000 円に改めるものでございます。
まず、歳入からご説明申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。
国庫支出金につきましては、500 万円の増額で、地方創生推進交付金の追加計上ござ
います。
県支出金につきましては、63 万 6,000 円の増額でございます。
県補助金におきまして、市町スクールソーシャルワーカー配置事業補助金 32 万 8,000
円、学習支援ツール活用モデル事業補助金 18 万 8,000 円の追加計上でございます。県委
託金におきましては、小学校理科授業改善研究事業委託金 12 万円の追加計上ござい
ます。
繰入金につきましては、財政調整基金繰入金 785 万 3,000 円の増額でございます。
諸収入につきましては、174 万 5,000 円の増額で、派遣職員給与費弁償費の増額ござ
います。
次に、歳出についてご説明を申し上げます。同じく 1 ページでございます。
総務費につきましては、104 万 7,000 円の増額でございます。総務管理費におきまして、
人件費 21 万円、給与システムの開発保守委託料 49 万 7,000 円の追加計上及び、宮城県山

元町への災害復興支援派遣職員の旅費 34 万円の増額でございます。

民生費につきましては、平福地域福祉センター修繕料 130 万 4,000 円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、先ほど歳入でご説明申し上げました地方創生推進交付金の対象事業といたしまして、旧三土中学校跡地で計画をしております次世代農業モデルプラント事業における加工品製造用機器導入事業補助金 1,000 万円を追加計上をいたしております。

消防費につきましては、92 万円の増額で、熊本地震被災地への職員派遣に要する経費といたしまして、普通旅費、消耗品費、燃料費、それぞれ 72 万円、5 万円、15 万円の増額でございます。

教育費につきましては、196 万 3,000 円の増額。教育総務費におきまして、小学校の理科授業改善研究事業にかかる講師謝金など 12 万円の増額でございます。小学校費は、県補助金の追加計上にもなう財源変更でございます。中学校費におきましては、生徒就学援助費 5 万 5,000 円の増額でございます。社会教育費におきましては、西山会館会議室のエアコン購入にかかる備品費 78 万円を増額。また、中学校に新たに配置するスクールソーシャルワーカーの講師謝金 90 万円、旅費にかかる費用弁償 10 万 8,000 円の追加計上でございます。

以上で、平成 28 年度佐用町一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第 90 号につきましては、6 月 14 日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 22. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 23. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 24. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 25. 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 22 に入ります。

日程第 22 から日程第 25 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 22、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第 25、諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの 4 件を、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました諮問第1号から諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

諮問第1号よりご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町船越620番地、小紫光慈氏の任期が、本年9月30日をもって満了となります。

引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号であります。同じく現在人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町西河内441番地2、押田美代子氏の任期が、本年9月30日をもって満了となります。

引き続き人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第3号についてご説明申し上げます。

同じく、現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町久崎803番地132の古淵操氏の任期が、本年9月30日をもって満了となります。

引き続き人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第4号であります。同じく、現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町真宗317番地、岩本美保子氏の任期が、本年9月30日をもって満了となります。

引き続き人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

それぞれ、ご同意いただきますようお願いを申し上げて、提案のご説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 諮問第1号から諮問第4号について、当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております諮問第1号から諮問第4号につきましては、本日即決とします。

ここでしばらく休憩します。

午後01時36分 休憩

午後01時37分 再開

議長（岡本安夫君） 休憩を解き、会議を続行します。

ここでお諮りします。日程第22、諮問第1号については、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

続いてお諮りします。日程第 23、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 2 号については、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

続いてお諮りします。日程第 24、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって諮問第 3 号については、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

続いてお諮りします。日程第 25、諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって諮問第 4 号については、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

日程第 26. 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 26 に入ります。今期定例会に請願 1 件を受理しております。

請願第 1 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件は、会議規則第 87 条第 2 項の規定により委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。

それでは、請願第 1 号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。9 番、山本幹雄君。

〔9 番 山本幹雄君 登壇〕

9 番（山本幹雄君） 請願書。

件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件。

請願趣旨としましては、日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行にともなう障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

しかしながら、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2017 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元することです。

よろしく願いいたします。

議長（岡本安夫君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより請願第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
請願第 1 号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件は、採択することに決定しました。

〔山本君「議長、動議」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） 議長。動議を提出いたします。

先ほど、請願が採択されましたので、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書（案）を、本日の日程に追加されることをお願いいたします。

議長（岡本安夫君） ただ今、山本幹雄君から、意見書案を日程に追加して議題とするこの動議が提出されました。

賛成者、ありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） はい、賛成者あります。この動議は、賛成者がありますので、成立しました。

ここで、暫く休憩をします。

午後01時47分 休憩

午後01時48分 再開

議長（岡本安夫君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

山本幹雄君から、お手元に配付しましたとおり、意見書案が文書で提出されました。

お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程1第1．発議第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書（案）

議長（岡本安夫君） それでは追加日程第1、発議第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書（案）を議題とします。

この際、お諮りします。本件は請願第1号の採択にともなう意見書の提出でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
これより発議第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第4号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって発議第4号、教職員定数改善と義務教育費
国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書（案）は、原
案のとおり可決されました。

議長（岡本安夫君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
次の本会議は、明日6月8日、午前10時から一般質問を行いますので、ご承知おきく
ださいようお願いします。
本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後01時50分 散会
